

収支報告書に記載すべき支出の区分等について

政治資金の支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められ、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費である経常経費と、政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費である政治活動費に分類される。

経常経費についてはさらに人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類され、性質別となっている。政治活動費については組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類され、目的別となっている。

(政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ (平成23年3月))

○ 検討すべき事項

収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があり、政治団体からの問い合わせも寄せられている。

支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきとの意見も寄せられている。

○ 検討の方向性

個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会の示した見解も踏まえながら、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られているところであり、適宜充実を図ることが適当である。

支出項目の区分の見直しについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当である。

また、この際には、政治団体の区分により収支報告書の記載の範囲が異なることに留意することが必要である。

【論点1】

政治団体が収支報告書を作成する際に、現在の支出の分類基準について、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があるとの意見があるが、どの分類基準が分かりにくいと考えられるか。経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくいのか、あるいはそもそも経常経費と政治活動費に二分する基準が分かりにくいのか。以下の3つの場合に分けて検討する。

- ①経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくい場合、支出項目の区分の分類を増やすことで分類基準が分かりやすくなるのか。
- ②逆に、支出項目の区分の分類を減らすことで分類基準が分かりやすくなるのか。
- ③経常経費と政治活動費に二分する基準が分かりにくい場合、仮に区分を一本化するとどのような論点が考えられるか。

【論点2】

支出項目の区分の分類について、標準的な分類例を示すにとどめる取扱いとなっているので、最終的には政治団体の判断で一の支出について支出目的に応じて分類することとなる。そのため、名目上同一の支出についても支出項目が異なる場合があり、各政治団体間の記載内容について比較が難しいとの意見がある。一方で、標準的な分類例以外の分類も認める当該取扱いにより、政治団体の判断により支出の目的に応じた分類を担保しているとも考えられる。当該取扱いをどのように考えるか。

なお、上記論点の検討に当たっては、企業会計の特徴について調査し、企業会計方式が導入されている団体の制度と政治資金の制度を比較衡量することが必要であるという意見もあることを踏まえて検討を行う。